

長期処方・リフィル処方せんについて

当クリニックでは患者様の状態に応じ、

- ・ 28 日以上の長期処方を行うこと
- ・ リフィル処方せんを発行すること のいずれの対応も可能です。

※ なお、長期処方やリフィル処方せんの交付が対応可能かは病状に応じて担当医が判断いたします。

「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、平成26年12月3日より、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することと致しました。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、ご理解頂き、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出下さい。